

学生の懲戒処分に関する規程運用細則（ルール・マナー）

運営委員会

平成25年3月6日制定

（目的）

第1条 この規程は、「学生の懲戒処分に関する規程」第17条に基づき、未成年喫煙禁止法、道路交通法、名古屋市安心・安全・快適条例等を軽んじ、喫煙やゴミ等のルール・マナーに反する行為をした場合の運用について定める。

（ルールやマナーに反する行為）

第2条 ルールやマナーに反する行為とは、次のものをいう。

- （1）大学内において指定の場所以外で喫煙をする。
- （2）大学周辺の公道において寝そべり、座り込み、しゃがみ、立ち止まり等、交通の妨害となるような行為をする。また道路上での喫煙、タバコの吸殻やゴミを灰皿やゴミ箱に入れずに路上に捨てる。
- （3）大学周辺の私有地を無断で通り抜ける、または私有地に無断でタバコの吸殻やゴミを捨てる。

（罰則）

第3条 ルールやマナーに反する行為をした場合は、次の指導・罰則を適用する。

- （1）第1回目：二者（本人・演習担当者）の面談指導
なお、正当な理由なく面談に応じなかった場合は、2回目の三者面談を適用する
- （2）第2回目：三者（本人・演習担当者・学生委員）の面談指導の後、保証人に対して文書で通知
- （3）第3回目：戒告（および停学予告）
- （4）第4回目：停学

附則

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 本規程は、改正（規程名、第1条、第3条）により平成26年4月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成27年4月1日付けの組織改編に伴い制定権限が運営委員会に変更され、制定機関を運営委員会に変更し適用する。